

(追加条項 正誤表)

(正)

業務委託契約書（長期継続契約用）

(概算契約)

- 第 51 条** この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、本市の都合により増減することがある。この場合にあつては、業務委託料の確定は、履行期間内の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。
- 2** 概算契約においては、第 42 条中「業務委託料」は「履行期間内の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第 ~~52~~ **51** 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(誤)

業務委託契約書（長期継続契約用）

条項なし

(補則)

第 ~~51~~ **51** 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。